〇追加される北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の 措置の対象となる者

【団体】

(51) セントラル・ミリタリー・コミッション・オブ・ザ・ワーカーズ・パーティー・オブ・コリア

(別称:シー・エム・シー)

CENTRAL MILITARY COMMISSION OF THE WORKERS' PARTY OF KOREA

(a. k. a. CMC)

所在地:北朝鮮平壌特別市

(52) オーガナイゼーション・アンド・ガイダンス・デパートメント

(別称:オー・ジー・ディー)

ORGANIZATION AND GUIDANCE DEPARTMENT

(a. k. a. OGD)

所在地:北朝鮮

(53) プロパガンダ・アンド・アジテーション・デパートメント

(別称:ピー・エー・ディー)

PROPAGANDA AND AGITATION DEPARTMENT

(a. k. a. PAD)

所在地:北朝鮮平壌特別市

【個人】

(63) パク・ヨンシク

PAK YONG SIK

役職:セントラル・ミリタリー・コミッション・オブ・ザ・ワーカーズ・パーティー・オブ・コリアの委員

Member of Central Military Commission of the Workers' Party of Korea

生年月日:1950年

国籍:北朝鮮